

衛生管理者免許試験 公表問題

労働衛生（有害業務に係るもの以外）

- ① 温熱条件
- ② 視環境
- ③ 必要換気量
- ④ 快適職場
- ⑤ 労働安全衛生マネジメントシステム
- ⑥ 腰痛予防対策
- ⑦ 受動喫煙防止のガイドライン
- ⑧ 食中毒
- ⑨ 感染症
- ⑩ 情報機器作業
- ⑪ 労働衛生対策
- ⑫ 健康保持増進
- ⑬ メンタルヘルス対策
- ⑭ エイジフレンドリー
- ⑮ 健康診断の検査項目
- ⑯ 労働衛生管理統計
- ⑰ 脳血管障害・虚血性心疾患
- ⑱ 一次救命処置
- ⑲ 出血・止血法
- ⑳ 熱傷
- ㉑ 骨折

【令和 7 年 4 月】

【問 3 3】 労働衛生対策を進めるに当たっては、作業環境管理、作業管理及び健康管理が必要であるが、次の A から E の対策例について、作業管理に該当するものの組合せは(1)～(5)のうちどれか。

- A 座位での情報機器作業における作業姿勢は、椅子に深く腰をかけて背もたれに背を十分あて、履き物の足裏全体が床に接した姿勢を基本とする。
- B 情報機器作業において、書類上及びキーボード上における照度を 400 ルクス程度とする。
- C 高温多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、計画的に、暑熱順化期間を設ける。
- D 空調設備を設け、事務室内の気温を調節する。
- E 介護作業等腰部に著しい負担のかかる作業に従事する労働者に対し、腰痛予防体操を実施させる。

- (1) A, B
- (2) A, C
- (3) B, E
- (4) C, D
- (5) D, E

▶▶解説◀◀

- A：作業姿勢に関することは「作業管理」に該当する。
 - B：照度に関することは「作業環境管理」に該当する。
 - C：熱への順化期間を設けることは「作業管理」に該当する。
 - D：設備の設置により気温を調節することは「作業環境管理」に該当する。
 - E：腰痛予防体操は「健康管理」に該当する。
- したがって、AとCが「作業管理」となる。

＊解答＊ (2)

【令和 5 年 4 月】

【問 3 3】 労働衛生対策を進めるに当たっては、作業環境管理、作業管理及び健康管理が必要であるが、次の A から E の対策例について、作業管理に該当するものの組合せは(1)～(5)のうちどれか。

- A 座位での情報機器作業における作業姿勢は、椅子に深く腰をかけて背もたれに背を十分あて、履き物の足裏全体が床に接した姿勢を基本とする。
- B 情報機器作業において、書類上及びキーボード上における照度を 400 ルクス程度とする。
- C 高温多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、計画的に、暑熱順化期間を設ける。
- D 空気調和設備を設け、事務室内の気温を調節する。
- E 介護作業等腰部に著しい負担のかかる作業に従事する労働者に対し、腰痛予防体操を実施させる。

- (1) A, B
- (2) A, C
- (3) B, E
- (4) C, D
- (5) D, E

▶▶解説◀◀

- A：作業姿勢に関することは「作業管理」に該当する。
 - B：照度に関することは「作業環境管理」に該当する。
 - C：熱への順化期間を設けることは「作業管理」に該当する。
 - D：設備の設置により気温を調節することは「作業環境管理」に該当する。
 - E：腰痛予防体操は「健康管理」に該当する。
- したがって、AとCが「作業管理」となる。

解答 (2)